

石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）

基本計画（素案）



復興祈念公園計画地（平成26年12月6日撮影）

平成27年 月

国土交通省東北地方整備局
宮 城 県
石 巻 市

はじめに

東日本大震災は、広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であることに鑑み、国が地方と連携して、犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした、復興の象徴となる「復興祈念公園」を整備することが求められている。

本計画は、東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県石巻市南浜地区において、国、宮城県及び石巻市の連携のもとに設置される復興祈念公園について、平成26年3月に策定した「石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本構想」に基づき、空間デザイン計画、植栽計画をはじめ踏まえるべき基本的事項をまとめたものであり、今後、具体的に進められる整備及び管理運営において基本的な方針となるものである。

なお、本計画は、有識者及び関係行政機関の代表者からなる「宮城県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会」による審議を経て策定したものである。

宮城県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会

	氏 名	役 職
委員長	涌井 史郎	東京都市大学環境学部教授
副委員長	森山 雅幸	宮城大学副学長
委 員	牛尾 陽子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
〃	岸井 隆幸	日本大学理工学部教授
〃	古藤野 靖	いのちの森をつくる会会長
〃	中静 透	東北大学大学院生命科学研究科教授
〃	松村 豪太	一般社団法人 ISHINOMAKI2.0 代表理事 (敬称略・五十音順)
行政委員	三浦 秀一	宮城県副知事
〃	亀山 紘	石巻市長
〃	美濃部 雄人	復興庁参事官
〃	皆川 猛	復興庁宮城復興局次長
〃	榑野 良明	国土交通省都市局公園緑地・景観課長
〃	安邊 英明	国土交通省東北地方整備局建政部長

宮城県における復興祈念公園基本計画検討調査
空間デザイン検討部会・植栽計画検討部会

■空間デザイン検討部会

氏名	役職
阿部 聡史	環境デザイナー
佐々木 葉	早稲田大学 創造理工学部 社会環境工学科 教授
森山 雅幸	宮城大学 副学長
渡部 桂	東北芸術工科大学 建築・環境デザイン学科 准教授

(敬称略・五十音順)

■植栽計画検討部会

氏名	役職
古藤野 靖	いのちの森をつくる会 会長
中静 透	東北大学大学院 生命科学科研究科 教授
濱野 周泰	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 教授
平田 富士男	兵庫県立大学 大学院 緑環境景観マネジメント研究科教授
森山 雅幸	宮城大学 副学長

(敬称略・五十音順)

目次

はじめに

1. 東日本大震災による被害の概要	1
(1) 宮城県	1
(2) 石巻市	2
2. 基本理念	6
3. 基本方針	7
(1) 犠牲者への追悼と鎮魂の場を構築する	7
(2) 被災の実情と教訓を後世に伝承する	7
(3) 復興の象徴の場としてメッセージを国内外に発信する	7
(4) 多様な主体の参画・協働の場を構築する	8
(5) 来訪者の安全を確保する	8
4. 公園検討区域	9
5. 空間構成	10
(1) 空間構成の考え方	10
(2) 空間配置方針	15
(3) 空間の骨格	16
(4) 国・県・市の役割と機能区分	18
(5) 空間区分	19
6. 植栽計画	20
(1) 植栽基本方針	20
(2) 植栽計画における留意点	20
(3) 目標とする植生・植栽タイプの設定	20
(4) 植栽タイプの模式断面とそのイメージ	22
(5) 公園の土地利用を踏まえた植栽の配置	25
7. 管理・運営方針	26
(1) 杜づくりのプロセス	26
(2) 多様な主体の参画と協働のあり方	28

1. 東日本大震災による被害の概要

(1) 宮城県

2011年（平成23年）3月11日（金）14時46分に、北緯38度06.2分・東経142度51.6分の三陸沖深さ24kmを震源とする、最大震度7、マグニチュード9.0という観測史上最大の地震が発生し、その後発生した津波とあいまって、太平洋沿岸部に甚大な被害が生じた。

特に、津波は浸水被害が広範囲に及び、沿岸の構造物や家屋の破壊と流出、海岸の浸食や堆積などによる地形変化、可燃物の流出と火災、道路や鉄道など交通網の分断、農業・漁業、製造業などの産業基盤の喪失等、甚大な被害をもたらした。宮城県では、北東部のリアス式海岸と南東部の平野部の沿岸8市7町の全てが津波による浸水被害を受けており、浸水面積は327km²もの広範囲にわたった。

2015年（平成27年）2月10日警察庁発表による人的被害の状況は、全国で死者15,890人、行方不明者2,590人、うち宮城県で死者9,539人、行方不明者1,253人であり、全国の死者・行方不明者を合わせた犠牲者のうち約6割を宮城県が占め、全国最大の被害を受けた県となっている。



写真1 平野部の被害（左：仙台市）とリアス式海岸部の被害（右：女川町）
平野部写真提供：仙台市

(2) 石巻市

宮城県の北東部、北上川の下流から河口部に位置する石巻市では、震度6強を記録し、気象庁発表による津波計等における最大の津波の高さは、鮎川で8.6mを記録した。国土地理院発表による石巻市の津波浸水面積は73km²であり、市内の13.2%、平野部の約30%が被害を受け、中心市街地は全域が浸水した。地盤沈下が著しかった箇所は、牡鹿地区鮎川で-120cm、渡波字神明で-78cm、渡波字貉坂山で-67cmを計測している。津波により全壊した市街地面積は、宮城県で2,936ha、うち石巻市で1,178haであり、約4割を占めている。

また、2015年（平成27年）2月10日現在の人的被害の状況は、死者3,275人、行方不明者430人で、宮城県全体の死者・行方不明者を合わせた犠牲者のうち約3割を石巻市が占めており、宮城県の中でも石巻市は最大の被災地となっている。

その中でも、旧北上川の右岸河口部の平野に位置する市街地であった南浜地区では、津波の襲来と火災の延焼により、死者・行方不明者合わせて400人余りの方々が犠牲となった。これは、石巻市全体の犠牲者の約11%にあたり、南浜地区被災面積74.9haが石巻市全体の被災区域面積5,734haの1.3%に過ぎないことから、石巻市の中でも特に被災密度の大きな地区であることを物語っている。また、地震と津波により地盤が沈下し、一部が湿地化している。

今回の震災は複合災害であることが特徴の一つであるが、南浜地区は地震、津波、火災及び地盤沈下の被害を複合的に受けており、東日本大震災の平野部の被災を代表する場所となっている。



写真2 日和山の麓に迫る火災



▲震災前の南浜地区

2009年（平成21年）6月25日撮影



▲震災後の南浜地区

2011年（平成23年）3月12日撮影

写真3 震災前後の南浜地区 出典：Google earth



津波襲来時の南浜地区

2011年（平成23年）3月11日 16:57撮影



2011年3月
平成23年3月撮影



2013年3月
平成25年3月撮影



2013年9月
平成25年9月撮影

写真4 南浜地区のがれきが撤去され更地となっていく過程

現在、石巻市が策定した「石巻市震災復興基本計画」に基づき、2020年度（平成32年度）までの概ね10年間を計画期間として、復興に向けてさまざまな事業が展開されている。



図1 南浜地区周辺の主な復興事業

2013年(平成25年)3月22日撮影

表1 南浜地区周辺関連事業一覧

名称	事業主体	摘要
防災集団移転促進事業	石巻市	対象戸数1,397
新門脇地区土地区画整理事業	石巻市	対象面積約23.7ha
河川堤防	国土交通省	T.P+7.2~4.1m 低水路護岸L=8.100km
海岸堤防	宮城県	T.P+7.2m 延長L=1.517km
門脇流留線	宮城県	T.P+3.5m 総幅員W=17.000m (南浜区間)
大街道石巻港線	石巻市	
鎮守大橋	石巻市	
防災マリーナ	石巻市	
離島航路発着所	石巻市	石巻～田代島～網地島～鮎川

一方で、津波により甚大な被害を受けた南浜地区であるが、がれきが少しずつ撤去され、市外からも多くのボランティアが訪れだした頃から、新たな志を持った市民がこの地で多様な活動を始め、これらの活動が地域のコミュニティや関係者同士の絆を強めるきっかけとなった。そして、震災から4年が経過した現在も、これらの活動の多くは継続して行われている。



写真5 南浜地区で行われている多様な市民活動

2. 基本理念

東日本大震災は、広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であった。宮城県では、最大震度7の強い揺れに加え、その後に発生した津波により沿岸15市町全てで浸水被害を受け、沿岸の構造物や家屋の破壊・流出、海岸の浸食や堆積等による地形変化、可燃物の流出による火災等、甚大な被害が生じた。その結果、宮城県では、全国の犠牲者の約6割となる死者・行方不明者合わせて約1万1千人もの方々が犠牲となった。

なかでも石巻市は、約4千人もの犠牲者が集中する国内最大の被害を受け、とりわけ南浜地区は、津波襲来後に発生した火災もあいまって多くの方々が犠牲になるとともに、大量のがれきに埋め尽くされ、地盤沈下により一部が湿地化するなど、東日本大震災の被害を代表する場所となっている。

この地に整備される復興祈念公園は、宮城県、さらには被災地全体のかなめとなる復興祈念公園として、この地のみならず東日本大震災で犠牲になったすべての生命（いのち）に対する追悼と鎮魂の場となるとともに、津波という自然災害が避けられない我が国において、この震災の記憶と教訓を他の被災地と連携して後世に伝える拠点となり、さらには、かつて市街地であった場所に公園の整備を通じて人々が係わり、人と人の絆、つながりを築いていくことにより、東日本大震災からの復興の象徴となるものである。

このような認識のもと、宮城県石巻市南浜地区における復興祈念公園の基本理念を次のとおり定める。

東日本大震災により犠牲となったすべての生命（いのち）への追悼と鎮魂の思いとともに、

- ・まちと震災の記憶をつたえ
- ・生命（いのち）のいとなみの杜をつくり
- ・人の絆（きずな）をつむぐ

3. 基本方針

基本理念を踏まえ、南浜地区における復興祈念公園の基本方針を定める。

(1) 犠牲者への追悼と鎮魂の場を構築する

石巻市は、東日本大震災で全国最大の被害を受けた宮城県における最大の被災地であり、中でも南浜地区は、地震、津波、火災、地盤沈下による甚大な被害を複合的に受けた、今回の震災の被災地を代表する場所である。

この南浜地区に整備される復興祈念公園には、この地のみならず今回の震災におけるすべての犠牲者に対する追悼と鎮魂が第一に求められるものである。当公園は、宮城県、さらには被災地全体の追悼と鎮魂の中核的な場所として、今回の震災で失われたすべての生命、そしてこれまでの暮らしやまちに対して思いを寄せ、復興を祈念する場として、多くの人が集うことのできる祈りの空間を整備する。

(2) 被災の実情と教訓を後世に伝承する

東日本大震災は未曾有の大災害であり、かつては砂浜や湿地であり人家がほとんどなく、高度成長期以降に急激な市街化が進行した南浜地区においても、津波により市街地に甚大な被害が生じ、人々は日和山の高台に避難した。現在はがれきが撤去され、一部で地盤沈下の影響により湿地も出現している。

地震や津波という自然災害が避けられない我が国において、人々が自然の脅威に備え、安全に生活していくためには、震災の実情とその教訓を後世に伝えていくことが必要である。このため、東日本大震災の被災地を代表するこの地に整備される当公園に、将来にわたって国内外からの来訪者が、この地のこれまでの歴史や震災後の環境変化とともに、東日本大震災の脅威や被害の大きさを実感し、適切な避難の必要性などの教訓を伝承する場を整備する。合わせて、当公園は宮城県が構想する宮城県内の復興祈念公園のネットワークの中核的な役割を担うものである。

(3) 復興の象徴の場としてメッセージを国内外に発信する

東日本大震災からの復興では、国内外から多くの支援をいただいております。このような支援に応えるためにも、全国最大の被害を受けた宮城県における最大の被災地である石巻市に整備される当公園では、宮城県、さらには被災地全体の取り組みのかなめとして、復興の象徴となるメッセージを国内外に発信する必要がある。

かつての砂浜や松林、湿地が住宅地となり、東日本大震災により多くの命が失われ、住民が

集団移転するという南浜地区の歴史を踏まえ、がれきに覆われた地に国内外の人々が、自然への敬意や、犠牲者の追悼の思いとともに、人々の絆をつむぐために樹木を植え、美しい杜へと時間をかけて再生することにより、震災からよみがえる被災地の姿と重ねあわせ、復興への強い意志を国内外に発信する復興の象徴としての空間を整備する。

(4) 多様な主体の参画・協働の場を構築する

今回の震災では南浜地区の住民をはじめ多くの人々が仮設住宅への移転を余儀なくされ、さらに今後新たな場所の住宅に移転することから、これまでのコミュニティの衰退が懸念されている。

一方で多くの人々が新たにこの地域の復興まちづくりに携わり、新たな人の絆も生まれつつある。この人と人とのつながりを再生していくことが、真の復興につながるものである。

そのため、当公園では、市民、NPO、企業など多様な主体が、公園の計画段階から管理運営段階を通して、計画検討、植樹活動、伝承活動、防災学習、施設維持管理など、様々な形で参画・協働できる場を構築する。合わせて、将来にわたって当公園の管理運営を多様な主体により安定的に行う体制を構築する。

(5) 来訪者の安全を確保する

南浜地区は今回の震災を受け、今後起こりうる津波・高潮・洪水災害に備えて、居住系建築物の新築及び増改築を規制する災害危険区域に指定されているが、当公園やその周辺では多くの人々が訪れることが想定されるため、これらの災害に備えた安全性の確保が求められる。

このため、適切な避難が円滑にできるよう、避難場所となる丘や周辺の高台への避難経路などを整備し、来訪者の安全を確保する。

4. 公園検討区域

石巻市震災復興基本計画では、防災集団移転促進事業により集団移転する南浜町・門脇町のうち、新門脇地区土地区画整理事業の区域（第2線堤となる高盛土道路の南光門脇線）、海側の主要避難道路である門脇流留線、旧北上川、日本製紙のある石巻港臨港地区（工業港区）に囲まれた区域をシンボル公園として整備することとしている。

これを踏まえ、以下の点線の区域を基本計画における検討区域とする。

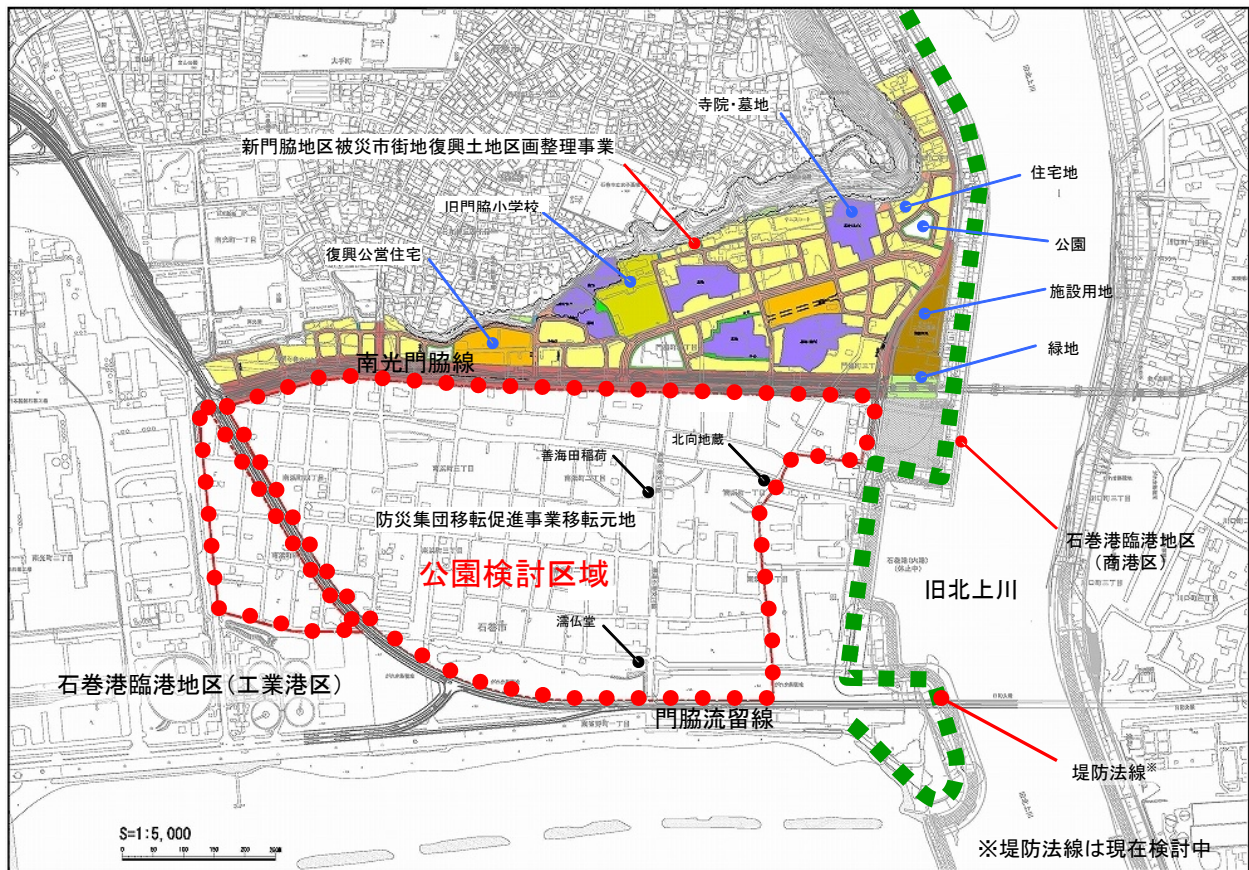


図2 震災復興祈念公園の検討区域



写真6 旧北上川河口より公園区域を望む

5. 空間構成

(1) 空間構成の考え方

1) 基本コンセプト

この地区はかつて湿地と松原であったが、戦後の急激な市街化により人口が増え、半世紀の時を重ねて成熟した住宅地となった。

東日本大震災により甚大な被害を受け、被災後は地盤沈下により湿地も表出している。この地で東日本大震災の教訓を後世に伝承していくためには、南浜・雲雀野・門脇地区における集落の成り立ちの歴史や風土を示す、かつての自然環境である「浜」と、震災前に蓄積された住宅地としての半世紀の想いや記憶を示す「街」としての町割り、さらには東日本大震災による犠牲者を追悼し、被災の教訓を次世代へと継承する、復興の意志を伝え続ける「祈念公園」としての機能を尊重する。

この「浜」としての本来の自然、「街」の記憶としての街路網、追悼や伝承の場としての「祈念公園」の3つの場所性を重ねていくことを空間構成の基本的なコンセプトとする。

方針の概要

南浜・雲雀野・門脇(南浜地区)における集落の成り立ちの歴史や風土を示すかつての「浜」と、震災前に蓄積された半世紀の南浜地区への想いや記憶を示す「街」を土地利用の基本的前提とし、そこから東日本大震災による犠牲者を追悼し、被災の教訓を次世代へと継承していくことを祈念するための「**祈念公園**」を描きだす。

基本的な視点

浜の自然との係わり

- ・かつて湿地と松原であった場所。
- ・津波で街が消失、本来の自然に回帰しつつある。

街の記憶

- ・市街地が大津波で消失したが、暮らしの記憶を再生する手がかりが残っている。
- ・人々の心に暮らしの記憶がある。

追悼と伝承の祈念公園

- ・自然への畏敬の念と暮らしの記憶を持ち、追悼と教訓の伝承とともに、復興への意志を伝え続ける。
- ・命の尊さを実感する公園づくりを通じてこの土地に係わり続けていく。

～浜・街・祈念公園の場所性を重ねる～

- ・かつての環境と現状を踏まえ、土地本来の自然を育む。
- ・暮らしの記憶を街路網に刻み、これを感じる。
- ・追悼と鎮魂の思いとともに、まちと震災の記憶をつたえ、生命(いのち)のいとなみの杜をつくり、人の絆(きずな)をつむぐ。

祈念公園 (東日本大震災後)

- ・式典や伝承が可能な中核的な空間
- ・公園全体が「犠牲者の追悼ができる」空間
- ・かつて街と暮らしがあったことを空間として実感できる場
- ・雨水調整と自然の育みを併せ持つ湿地・池沼
- ・美しい杜づくりと多様な主体の参画・協働
- ・来訪者の安全確保

祈念公園の役割

- 1 犠牲者への追悼と鎮魂
- 2 教訓の伝承
- 3 杜づくり
- 4 多様な主体の参画・協働の場
- 5 防災

祈念公園

条件

- ・広場、避難築山、アクセス、雨水排水、マリナー、道路、堤防

5つの役割をプロセス戦略を通じ、敷地に組み込んでいく

震災というインパクトにより、生活の場であった「街」が壊滅し、大きな喪失感が広がった一方で、暮らしの記憶・自然との係わりの認識、思いが人々の心に鎮在化し、未来へ向け考えることとなった。

公園づくりのプロセス戦略

市民のこの土地への関わり方を組み立て、公園づくりのプロセスを重視し、プロジェクトとしてつくり続ける公園とする

街の遺構 (街路、聖人堀、史跡、建物基礎)

本来の自然に回帰した湿地環境

地震と津波、その後の火災で甚大な被害を受けた記憶
日和山に避難した記憶
犠牲者への追悼と鎮魂の思い
災害への備えと教訓の伝承の思い

震災前の街の記憶

元住民の暮らしの記憶

街 (昭和30年代～東日本大震災まで)

利便性が高く、閑静な住宅地

- ・南浜町二丁目、三丁目からの宅地化の進展
- ・門脇地区(門脇町三～五丁目)、善海田地区(南浜町一～四丁目、門脇町五丁目)の土地区画整理事業
- ・石巻市立病院、石巻文化センター

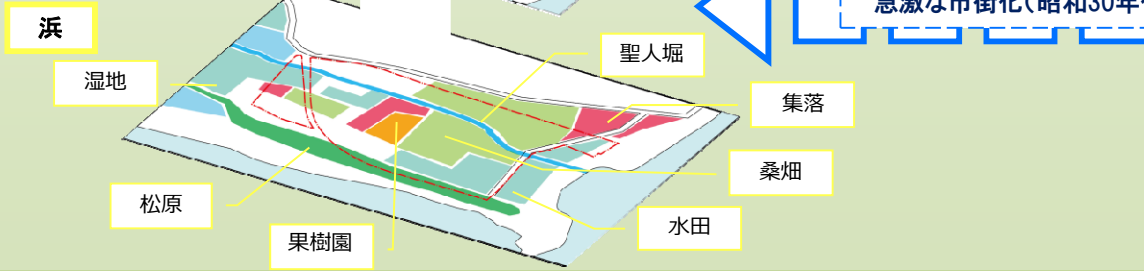
街



急激な市街化(昭和30年代)

浜 (昭和20年代まで)

- ・浜横丁と南地の集落
- ・水田、湿地と畑
- ・浜堤の松原
- ・聖人堀



集落の形成された微高地

善海田と呼ばれた水田と湿地
浜堤地形と松原
水や海の安全を祈願した史跡

図3 基本コンセプト

2) 場所性を踏まえた空間のあり方

a. 浜の自然との係わり

元々湿地の場所で、震災後も地下水位が高く湿地環境が表出している場所に、生物の生息空間や雨水調整機能を持つ湿地を面的に整備する。聖人堀も開渠として再生・活用する。

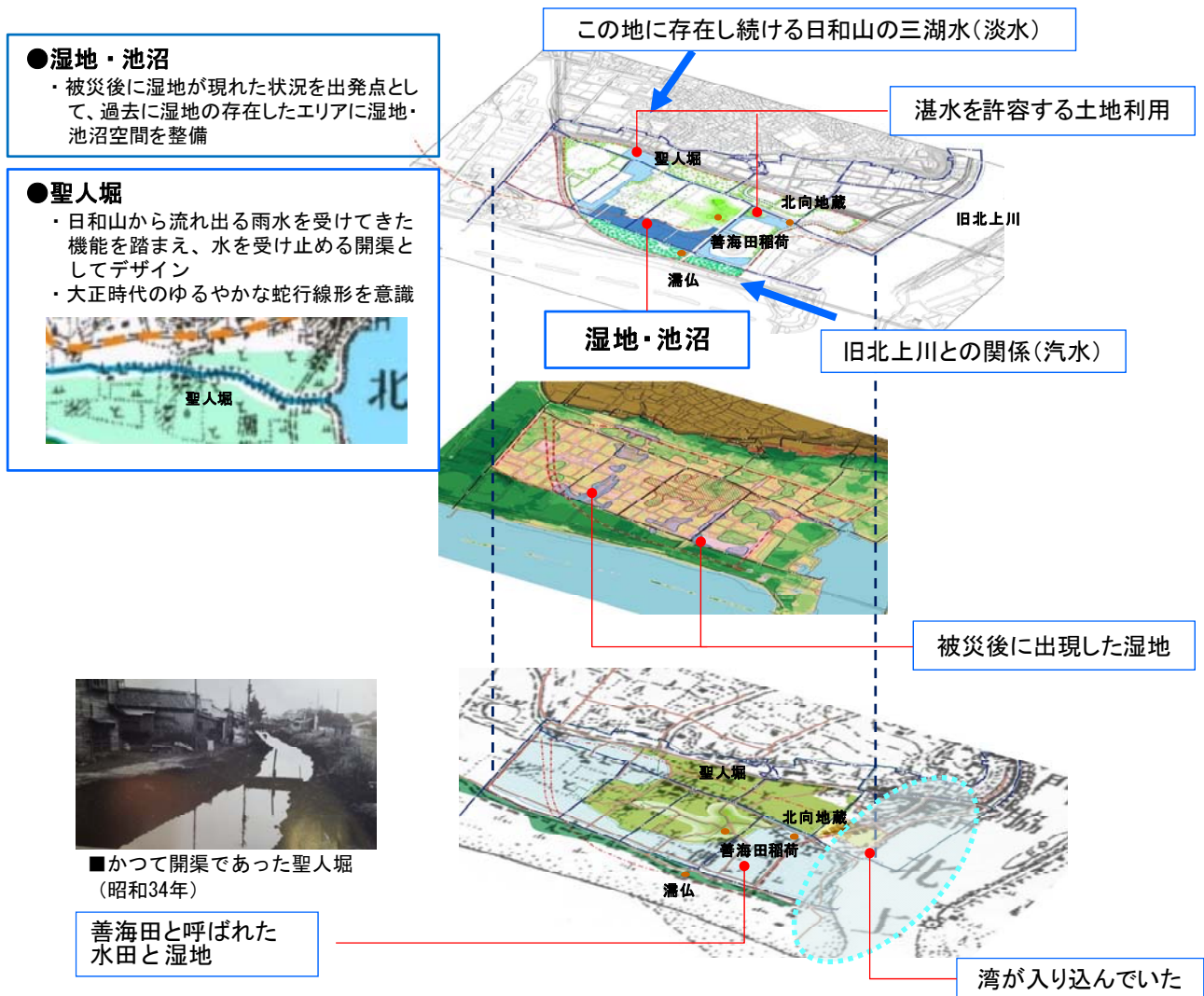


図4 浜の自然の場所性重ね図

b. 街の記憶

街の暮らしの記憶、そして街が失われたことを震災の教訓として残すため、骨格的な街路を幹線園路として残し、その他の街路はデザインの工夫により明示して、公園全体で震災の実情と教訓の伝承ができる場とする。

南浜町三丁目は、街の始りの頃からの記憶が残るため、かつて街と暮らしがあったことを空間として実感できる場とする。

過去に街と暮らしがあり、震災でこれらが失われたことを実感するために、日和山を視点場とし、さらに善海田稲荷周辺の微高地への盛土で形成される高台を、かつて市街地であった公園全体を見渡す視点場とする。

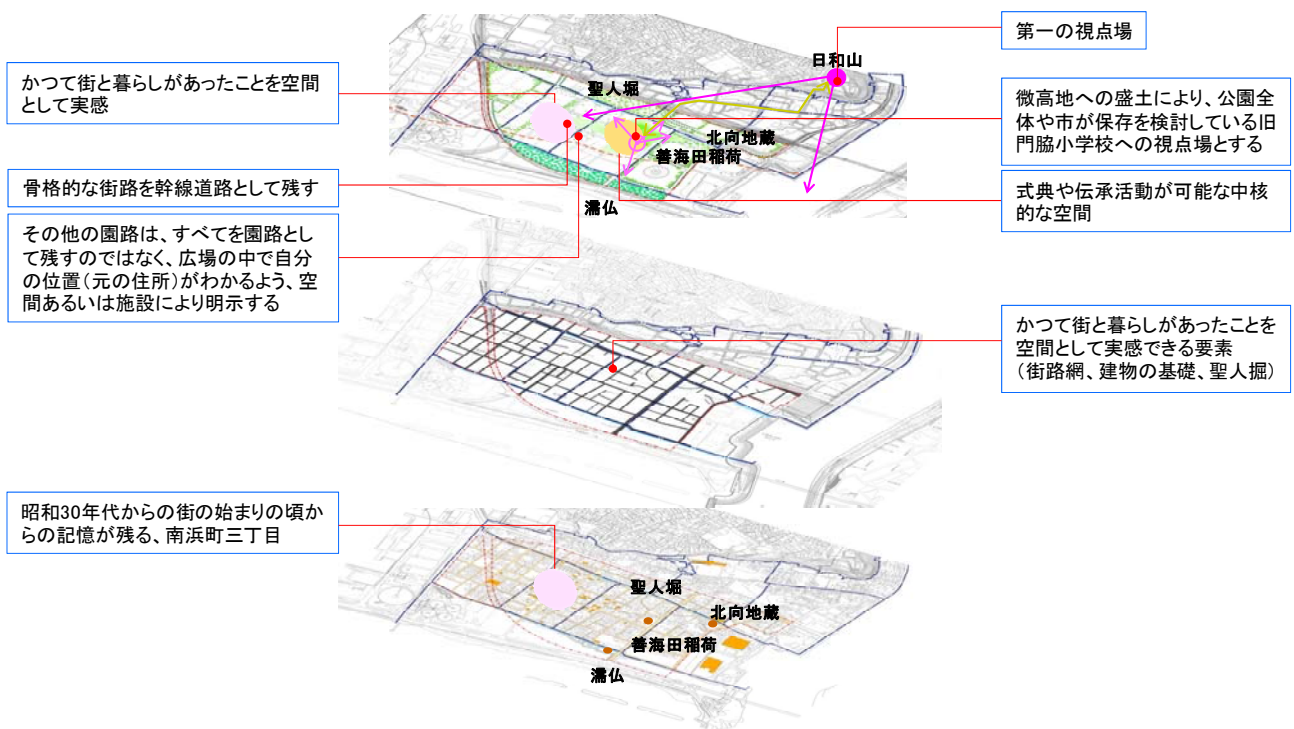


図5 街の記憶の場所性重ね図

c. 追悼と伝承の祈念公園

誰もが理解しやすい教訓の伝承の場とするため、骨格的な街路を幹線園路として残し、その他の街路はデザインの工夫により明示する。特に、南浜町三丁目は、かつて街と暮らしがあったことを空間として実感できる場とする。

公園の中心となる善海田稲荷周辺の微高地を、式典や伝承活動が可能な中核的な空間とし、善海田稲荷周辺の微高地への盛土により、公園全体や市が保存を検討している旧門脇小学校への視点場とする。

避難築山は、海や旧北上川を望む場としての機能についても考慮するとともに、必要に応じてモニュメント等を設置する。

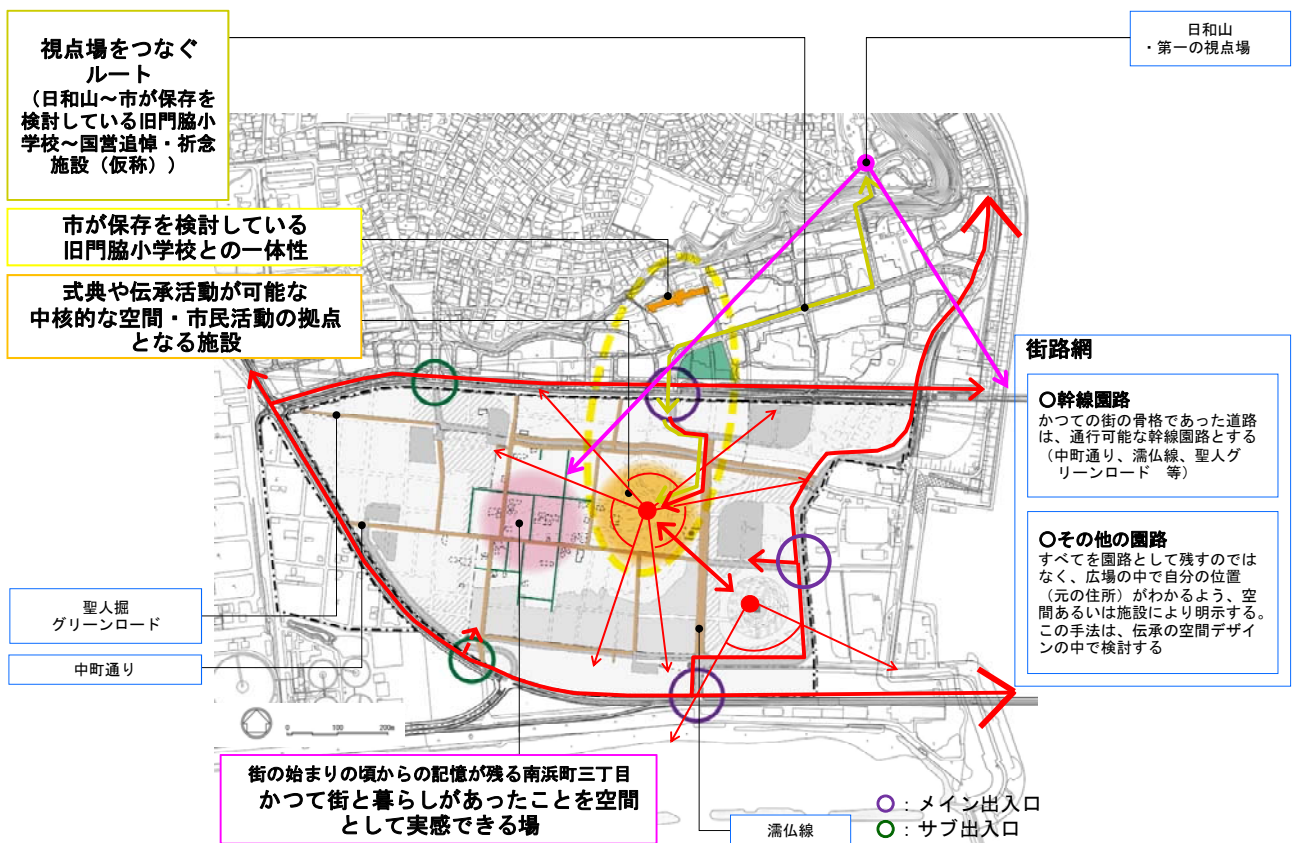


図6 追悼と伝承の祈念公園の空間構成

(2) 空間配置方針

空間構成の考え方に基づき、浜と自然との係わり、街の記憶、追悼と伝承の祈念公園の場所性の重ね合わせた時に見えてくる空間の重みや意味合いを考慮しつつ、避難場所となった日和山や石巻市が保存検討中の旧門脇小学校との視覚的な位置関係を確保し、空間配置を設定する。

また、この公園は、いしのまき水辺の緑のプロムナード計画において重要な場所であり、旧北上川河口の「かわまちづくり」と連携して進める必要があるため、南浜地区の中でも、特に旧北上川に近いエリアは、川と一体となったエントランス空間やイベント等が実施可能な広場空間とする。

日和山、新門脇地区土地区画整理事業、公園の中心となる善海田稲荷周辺の微高地との中間部については、震災直後から南浜地区で行われてきた各種市民活動の継続や、杜づくりを始めとする新たな活動の受け皿となる空間とする。

その他、運動やレクリエーション等市民の多様なニーズを考慮した多目的な広場を整備する。

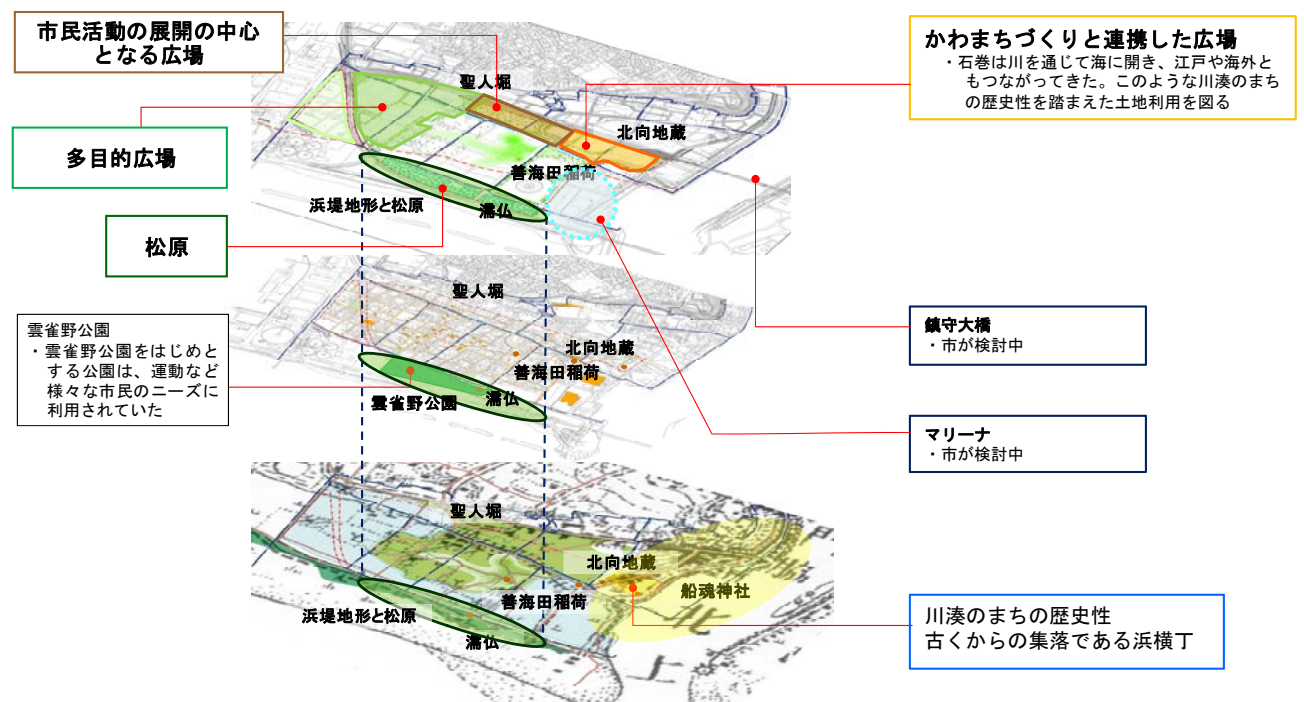


図7 多様な広場空間の展開方針図

(3) 空間の骨格

1) 追悼と鎮魂の場

空間配置方針に従い、追悼と鎮魂のための祈りの場として、多様な想いでさまざまな方向を望むことのできる「追悼と鎮魂の丘」を設ける。また、丘に隣接して、相当規模の「式典広場」を設ける。

具体化に向けた考え方

- 公園全体を「犠牲者の追悼ができる空間」と考えるとともに、中心的位置にある善海田稲荷周辺の微高地の盛土を行い、式典や伝承活動が可能な中核的空間とする。

2) 教訓の伝承の場

当公園となる敷地が、かつての市街地の跡地であり、この地が大津波によって瞬時に失われたという記憶を未来に留めるため、元の街路形態や震災遺構、震災後出現した湿地等を公園デザインに取り入れることにより、津波の大きさと恐ろしさの教訓を伝承する。

具体化に向けた考え方

- 街の暮らしの記憶、そして街が失われたことを震災の教訓として残すため、骨格的な街路を幹線園路として残し、その他の街路はデザインの工夫により明示して、公園全体で震災の実情と教訓の伝承ができる場とする。
- 南浜町三丁目は、街の始りの頃からの記憶が残ることから、かつて街の暮らしがあったことを空間として実感できる場とする。
- 元々湿地の場所で、震災後も地下水位が高く湿地環境が表出している場所に、生物の生息空間や雨水調整機能を持つ湿地を面的に整備する。聖人堀も開渠として再生・活用する。
- 保存が検討されている旧門脇小学校校舎とも連携して教訓を伝承する
- 伝承のための第一の視点場は日和山とし、公園内の視点場は、全体や旧門脇小学校に対しては中核的空間、海や川に対しては避難築山とする。

3) 復興の象徴の場

郷土の樹木の苗の育成や植樹などを通じて、市民、NPO、企業など多様な主体が公園づくりに係わりながら、時間をかけて命のいとなみにより育まれる美しい杜づくりを行う。

この取り組みを、震災からよみがえる被災地の姿と重ねあわせ、復興への強い意志と決意を国内外に発信する「復興の象徴」とする。

具体化に向けた考え方

- 計画地に成立する自然的・二次的植生や郷土で歴史的に形成された植生をモチーフに、公園の土地利用を考慮した植栽タイプを設定する。
- かわまちづくりと連携し、市街地、更には広域的にネットワークを図る公園とする。

4) 多様な主体の参画・協働の場

東日本大震災の復旧では、全国から集まったボランティアが携わるなど、個人や組織による「絆」により活動が展開され、南浜地区周辺でも、市民をはじめ多様な主体による活動が継続的に行われている。

当公園では、市民、NPO、学校、企業等の多様な主体により、樹木や花木の植栽による杜づくりのほか、伝承活動、防災学習やイベントの実施、施設の維持管理など、さまざまな参加の形態が見込まれるため、多様な主体が円滑に当公園の整備や管理運営に参画・協働できる場づくりを行う。

具体化に向けた考え方

- 多様な主体が杜づくりという共通の目標に向かって協働していくため、材料調達や運営、育成の管理に向けた体制を整備する。
- 元住民をはじめとした市民が公園に集い、震災伝承活動など様々な活動ができる拠点を整備する。

5) 来園者の安全を確保する場

当公園が災害危険区域に位置し、津波、高潮、洪水災害が懸念されることから、来園者が適切かつ円滑に避難できるよう、避難場所となる丘や周辺の避難経路を整備する。

具体化に向けた考え方

- 公園利用者や周辺の人々の一時避難が可能となるよう、公園の南東端に避難築山を整備する。
- 公園から新門脇地区及び日和山等への避難路を整備する。

(4) 国・県・市の役割と機能区分

当公園は、共通の基本理念と基本方針に基づいて、国・県・市の役割分担のもとに、公園全体の一体的な整備を目指すものである。

このため、整備区域を大きく二つに区分し、主に追悼と鎮魂や、教訓の伝承機能を担う区域南東側の部分を県営公園として、国・県が連携して整備を行うこととし、北西側の部分を市が、多様なニーズを受けとめる空間として整備する。

国が担う内容

- 昭和 30 年代からの街の発展の中心であった南浜町二丁目、三丁目のエリアを中心に、式典や伝承活動が可能な公園の中核的空間となる国営追悼・祈念施設（仮称）を整備。

宮城県が担う内容

- 県営公園として、高台から遠いため海側に生じる避難困難区域の一時避難場所となる築山や、この地の潜在的な環境を理解し、教訓の伝承に寄与する湿地環境を整える。
- 公園の海側に、市街化以前から存在し、人々の記憶にも残る松原の再生を図る。

石巻市が担う内容

- 国営追悼・祈念施設（仮称）と連携した追悼・祈念空間として、震災直後から行われてきた各種市民活動の継続や、新たな活動を通じ、主に市民による防災教育や伝承の場を整備。
- 市民の様々なニーズを受け止めるゾーンを整える。

(5) 空間区分

空間の骨格の具体化に向けた考え方から、石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）の空間構成を次のとおり定める。

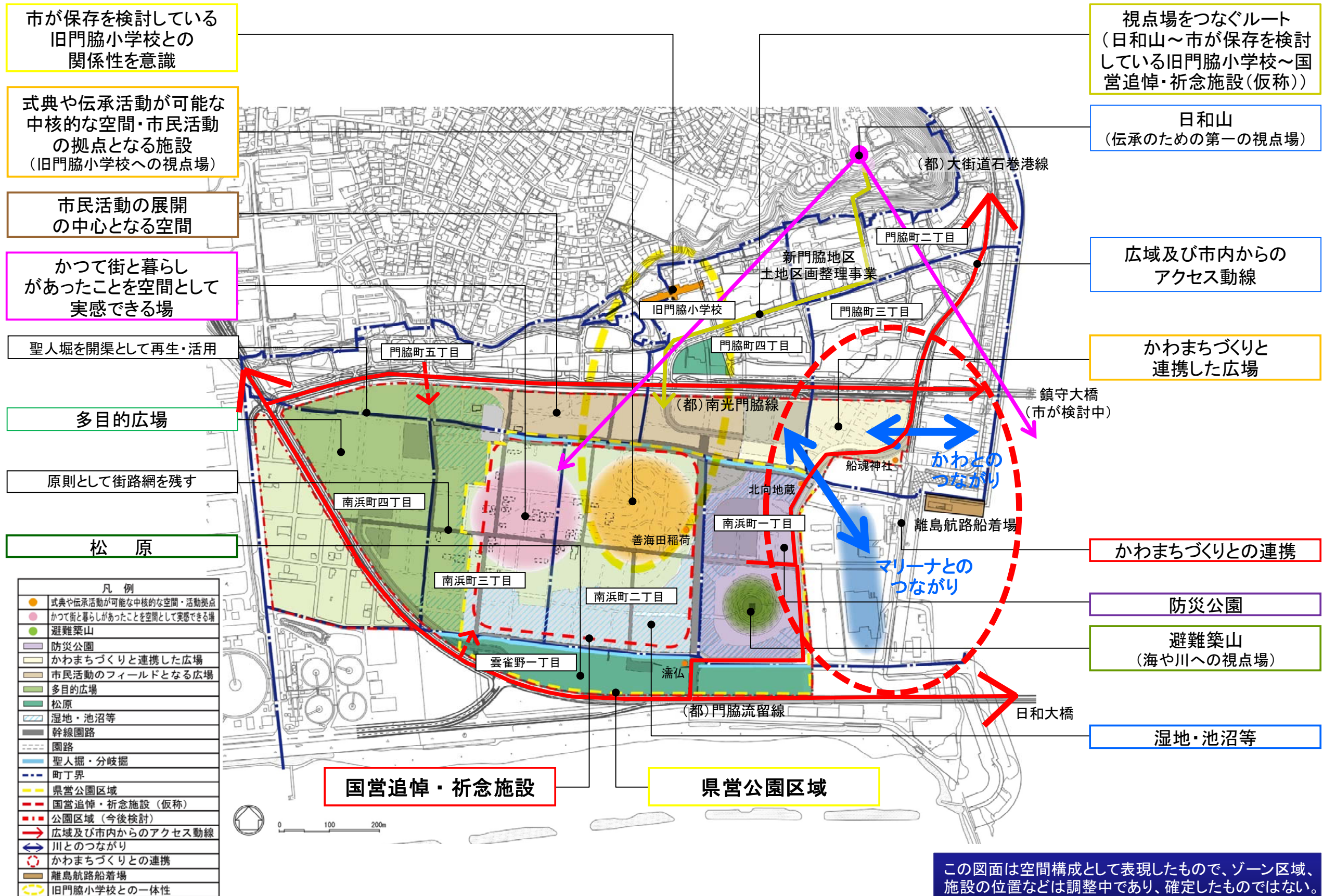


図8 基本計画図（案）

6. 植栽計画

(1) 植栽基本方針

本公園における植生及び植栽は、「厳しい環境条件」「空間デザインとの一体化」「杜づくりのプロセスと多様な主体の参画と協働」を見据え、成立可能な自然植生や郷土種の植栽環境を再生・創出する。

そのため、計画地周辺に現存する自然植生や郷土で歴史的に形成された植栽をモデルとする。

(2) 植栽計画における留意点

1) 厳しい環境条件を踏まえた杜づくり

- 海岸部の強い潮風、高い地下水位と土壌塩分濃度
- 想定される多様な環境条件に応じて成立可能な植生を想定
- 厳しい環境条件に対する適正な植栽技術の適用

2) 植栽配置と空間デザインの一体化

- 復興の象徴空間に見合う植栽配置の実現、造成と植栽タイプの整合

3) 杜づくりのプロセス・多様な主体の参画と協働

- 膨大な数の植栽材料に対する地域内での苗木生産・調達システムと献木、市民参加型苗木づくり
- 植栽後の管理・育成や体制等
- 多様な主体の参画・協働の手法

(3) 目標とする植生・植栽タイプの設定

かつての自然条件、現在の自然条件のもとで、丘などの整備により生じる盛り土や掘削による池・湿地などの条件を踏まえ、成立可能な自然植生や郷土種の植栽環境を再生・創出する。

植生及び植栽は、地域固有の自然や環境の再生・創出を目指し、自然とかがわってきた先人達の足跡を踏襲し、思わず訪れたくなる豊かで美しい情景としていくため、成立可能なものの中で、計画地周辺に現存する自然植生や郷土で歴史的に形成された植栽をモデルに設定する。

このようなことを前提に、本公園で再生・創出される植生や植栽について、立地条件や自然性あるいは代償性を整理し、目標とする植生・植栽タイプを設定する。

自然性 代償性

創出される立地		自然植生地	二次植生・植林地			修景植栽地	
						(高木～低木)	(草本)
内陸側	築山 斜面地	タブノキ林 (照葉樹林) 	アカマツ林 ケヤキ林  コナラ・クスギ・クリ林 	社寺林  屋敷林  屋敷垣 	野草地 (ススキ・チガヤほか) 	緑陰樹 花木樹 (サクラなど)  	花壇  芝生地 
	平坦地	ムクノキ・エノキ林 	エノキ林  オニグルミ林など 	川の土手  			
	湿地・池	抽水・浮葉・沈水植物群落 					修景池 (ハス・スイレンなど) 
(接点)	後背湿地	ハンノキ林・ヤナギ林 					
海岸側	砂浜	ハマナス・ハイネズ群落 	クロマツ海岸林   				
	岩礁	マサキトベラ群落 					
	塩湿地	ハママツナ群落 					

図9 植生・植栽タイプの立地条件と自然性・代償性の整理

(4) 植栽タイプの模式断面とそのイメージ

厳しい環境条件を踏まえ、計画地を含む地域で成立する自然的・二次的植生や郷土で歴史的に形成された植栽をモチーフに、想定される公園の土地利用を考慮した植栽タイプの模式断面とそのイメージを次のように設定する。

クロマツ海岸林



- ・公園への潮風を緩和させる、かつての土地利用であった浜堤のクロマツ林
- ・明るい林内に四季の彩りが展開する

クロマツ・常緑低木林

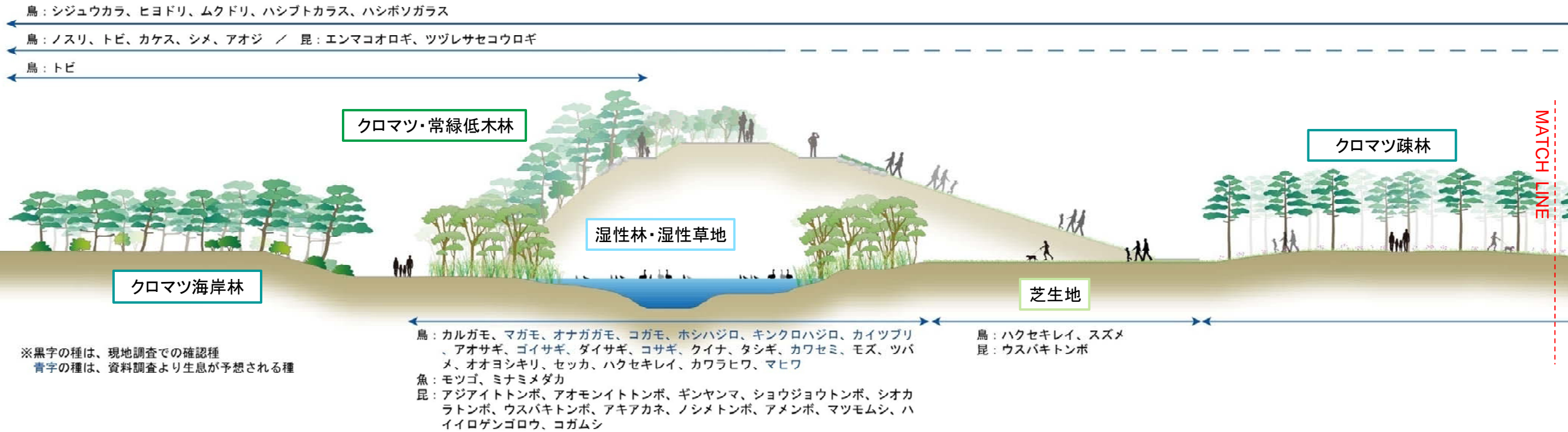


- ・高台斜面の海と河口からの環境圧を考慮したクロマツと常緑低木
- ・津波の届かない安全な空間であることを示すヤブツバキ

クロマツ疎林



- ・広場などの開けた空間の風環境を緩和させるクロマツ疎林
- ・林内での諸活動も可能な、足元の抜けた明るい林床



湿性林・湿性草地



- ・かつての土地利用を想起させる、湿性林や湿性草地
- ・水面や湿地等の多様な環境に生きものが生息する、人が立ち入らないサンクチュアリ

芝生地



- ・開放的な広場利用を可能にする芝生地
- ・かつての街割を示す遺構や表示を際立たせる

図 10-1 植生・植栽タイプの模式断面構成とイメージ（南側）

庭園樹植栽地(仕立てクロマツなど)



・かつての住宅地を想起させる、仕立てのクロマツなどの庭園樹植栽地

ヤナギ並木



サクラ並木

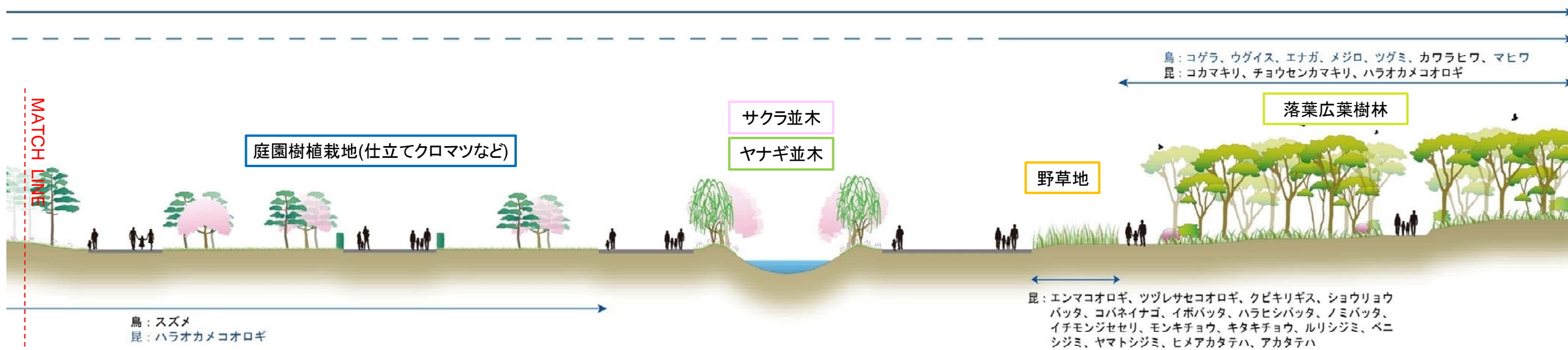


・聖人堀を演出するサクラやシダレヤナギの並木

落葉広葉樹林



・日和山と公園のみどりの繋がりを創出し、夏季の南東風を緩和させる落葉広葉樹林
・樹林性の多様な生きものが生息する明るい樹林



野草地



・バッタやチョウ類などの草地性の多様な生きものが生息する、四季の彩り豊かな野草地

ハス植栽地



・かつての湿地の土地利用を再編し、鎮魂の場を演出する大きなスケールでのハス池

修景植栽



・各々の植栽タイプに見合う花木や草本類を組み込み、自然な修景植栽を行う

図 10-2 植生・植栽タイプの模式断面構成とイメージ（北側）

(5) 公園の土地利用を踏まえた植栽の配置

公園の土地利用の機能や利用のイメージに対応する植栽タイプと、それらの配置イメージを次のように設定する。

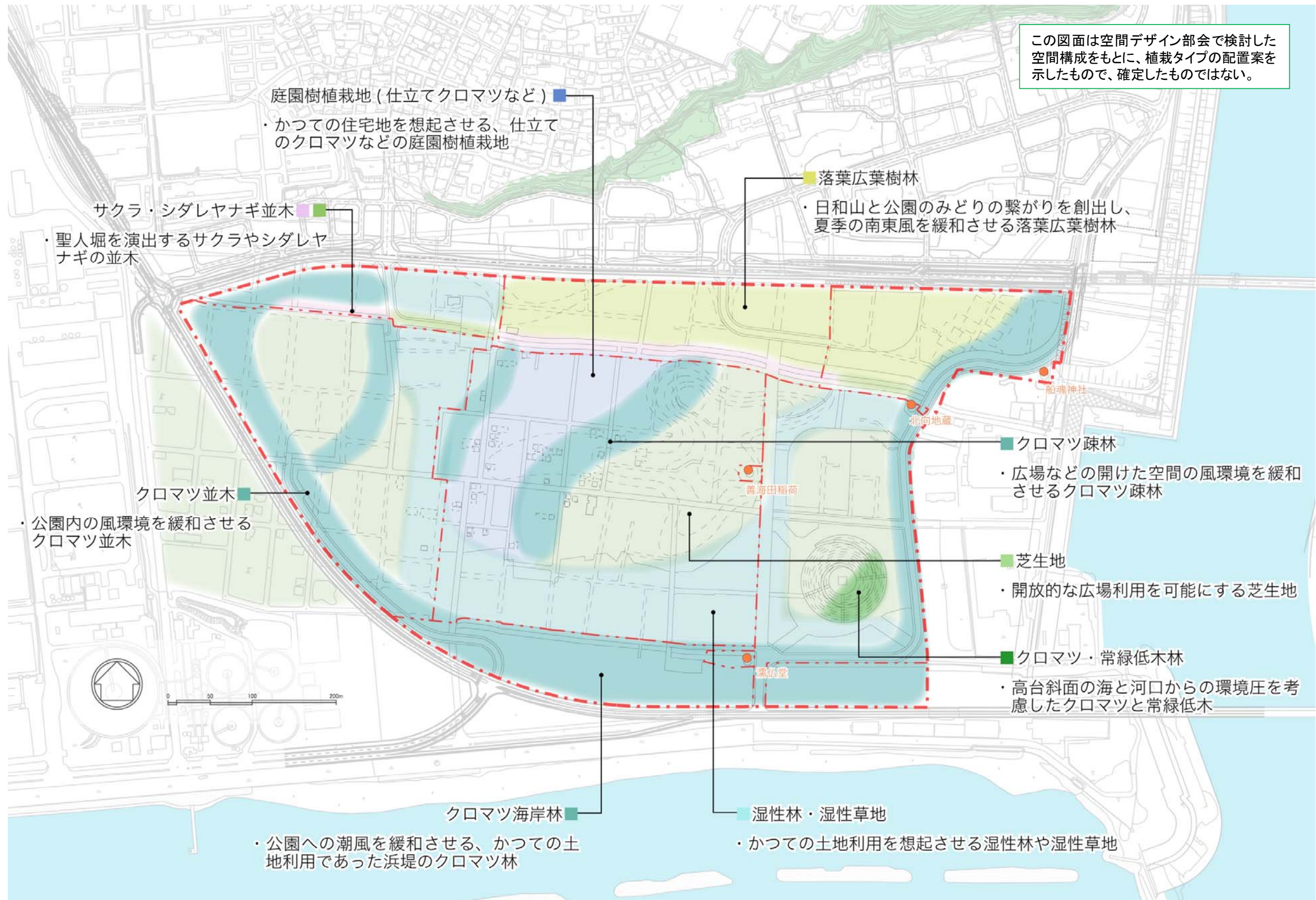


図 11 公園の土地利用を踏まえた植栽タイプの配置案

7. 管理・運営方針

(1) 杜づくりのプロセス

様々な事業と参画者が、杜づくりという共通の目標に向かって協働していくため、膨大な数量の材料生産の時間や整備工事期間、その後の運営管理などを鑑みながら、最適な参画のしくみや体制、スケジュールを検討する必要がある。

本計画では、苗木による杜づくりとその植栽段階を想定し、材料調達と運営・管理について、多様な主体の参画と協働のメニューとスケジュールの関連性を次のように設定する。

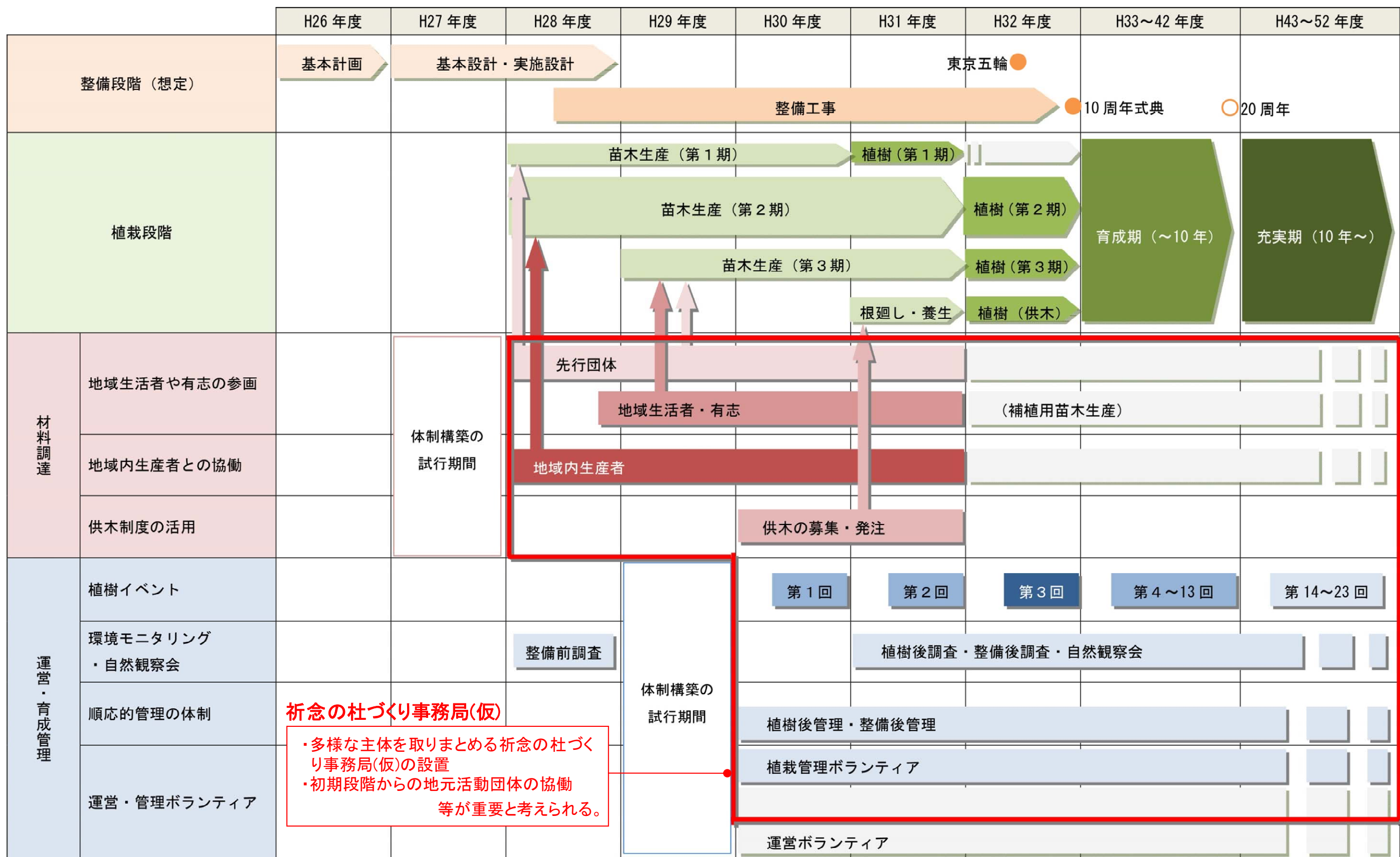


図 12 杜づくりのプロセス

(2) 多様な主体の参画と協働のあり方

多様な主体の参画と協働による杜づくりにあたり、「材料調達」及び「運営・育成管理」の2点が重要であることから、次の事項に留意する。

1) 材料調達

安定的でかつ復興を象徴する本公園の趣旨に沿った方式での植栽材料の調達を考慮し、地域内での苗木の生産・流通システムや献木、市民参加型苗木づくり等を行う。

a. 地域住民や有志の参画

苗木生産で協働が可能な地元市民団体との連携を図るほか、市民や学校、企業などの一般有志が参画できる環境を整える。

b. 地域内生産者との協働

膨大な数の苗木生産で協働が可能な地元生産者と連携する。

c. 供木制度の活用

苗木の数量を確保するための献金、献物、勤労提供など、供木制度の構築を図る。

2) 運営・育成管理

植栽後は、段階ごとの目標を設定した、継続性のある杜づくりプロセスに基づき、運営・育成管理を行う。

a. 植樹イベント

古損木の植え替えや、伐木活動なども視野に入れた、長期的で継続性の高いイベントを行う。

b. 環境モニタリング・順応的管理の体制

専門会社や地元有志など、モニタリングの実施者と得られた結果の活用方法を議論していく。議論の場では、植栽の育成段階に応じた管理仕様の調整や関係者による植栽の目標像について共有化を図る。

c. 自然観察会の開催や管理ボランティアの育成

観察会の対象者や内容などの形態と、専門会社や地元有志などの実施者を明確にする。観察会の開催やボランティア活動の実施にあたっては、公園管理運営の中での位置づけと制度整備をしっかりと行い、受け持つ範囲を明確にする。

〔なお、本計画については、今後の検討の進捗に合わせ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。〕